

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第45号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第10号）附則第5号に掲げる規定の施行期日は、平成19年5月14日とする。